

葛城市保育所等の医療的ケア児受入れガイドライン策定業務に係る審査実施要領

(1) 選考方法

選考は、葛城市保育所等の医療的ケア児受入れガイドライン策定業務に係る事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）において、まず一次審査で書類審査を実施。その結果をもって二次審査のプレゼンテーション審査を行い、合計得点の高い者から順に受託候補者及び次点候補者とする。

(2) 一次審査＜40点満点＞

審査は、委員会事務局（こども未来課）において以下のとおり書類審査を行い、配点点数の上位3位を選定する。ただし、参加申込書の提出が4社を超えない場合はすべての者を2次審査の対象とする。

①業務実績＜20点満点＞

対象：【様式3】受注実績調書

評価方法：過去5年以内に、①官公庁への医療的ケア児受入れガイドライン策定業務に係る実績があるか。又は、②官公庁へのガイドラインの策定及びニーズ調査及び計画策定業務に係る実績があるか。

①の実績数が3件以上	20点
①の実績数が1件以上	15点
②の実績数が5件以上	10点
②の実績数が3件以上5件未満	8点
②の実績数が1件以上3件未満	6点
上記に該当する実績はなし。	0点

②価格点 葛城市保育所等の医療的ケア児受入れガイドライン策定業務＜20点満点＞

対象：見積書（任意様式）

評価方法：下記により計算し、(A)の費用を価格点(1)とする。

(A)仕様書5業務内容に記載する本業務に必要な全ての費用（消費税額及び地方消費税額を含まない。）

- ・最低見積価格者の得点は20点とする。
- ・その他の者は下記の計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。

「価格点＝20点×（最低見積価格^{※1}／見積価格^{※2}）」

※1：全提案者中最も低い見積価格

※2：当該提案者の見積価格

(3) 二次審査＜60点満点＞

一次審査により選定された者によるプレゼンテーション審査を行い、一次審査との合計点数の高い順から受託候補者、および次点候補者を選定する。

対象：企画提案書に沿ったプレゼンテーション及び質疑応答

評価方法：審査会において、各審査員（1人につき60点満点・6名）がプレゼンテーションの各項目を審査評価し、その平均点（小数点第3位を四捨五入）を二次審査の得点とする。

二次審査における評価基準は、【別紙4】評価基準表のとおりとする。

（４）二次審査（プレゼンテーション）の内容

①審査日：令和4年8月10日(水)予定（別途連絡）

②場所：葛城市役所（別途連絡）

③出席者：1提案者4名以内

④実施時間：1提案者40分以内（提案30分、質疑応答10分）

・事前準備・片付けに係る時間は含まない。

⑤提案内容

・「本実施要領6．手続概要（４）企画提案書類等の提出【提出書類】企画提案書」にある内容についてパワーポイント等において表現すること。

⑥プレゼンテーションの順番

・プレゼンテーションの順番は、企画提案書を提出した順番とする。

⑦その他

・スクリーンは市で準備するが、パソコン・プロジェクターその他必要な機器及びインターネット通信環境は提案者が準備すること。

・社名が特定できるような名札等を身につけないようにし、社名への言及や、配付資料・投影する資料等に社名が特定できるロゴ等を出さないこと。

・遅刻又は欠席した場合は、本プロポーザルを辞退したものとみなす。

（５）受託候補者選定に関する特記事項

①最低基準点

・一次審査及び二次審査の合計点の満点（100点）の6割（60点）を最低基準点とし、最高得点者が最低基準点に満たない場合は、受託候補者を選定しない。

②参加者が1者となった場合の取り扱い

・参加者が1者となった場合でも一次審査及び二次審査を行い、最低基準点を満たした場合は、当該参加者を受託候補者に決定し、その旨を通知する。

③一次審査及び二次審査の合計点が最高点で同点の者が2者以上の場合の取り扱い

・当該提案者それぞれの二次審査の得点が異なる場合、二次審査の得点が高い者から順に受託候補者及び次点候補者を選定する。

・当該提案者それぞれの一次審査の得点及び二次審査の得点と同じ場合、くじ引きにより、受託候補者及び次点候補者を選定する。